資料５－２

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲について

平成26年3月10日
高 圧 ガ ス 保 安 室

１．経緯

１）昨年6月の第30次地方制度調査会答申において、以下の方向性が示された。
・道府県の事務全般について、指定都市が処理できるものについてはできるだけ指定都市に移譲する。
・道府県と指定都市の多くが移譲に賛成している事務、又は条例による事務処理特例の活用で移譲実績のある事務は移譲を基本として移譲を検討すべき。

２） これを受け、内閣府地方分権改革推進室と関係都道府県・指定都市、及び内閣府と関係府省との調整が実施された。この結果、11月8日事務次官会議において事務・権限の移譲の大枠が示されたところ。

３） 産業保安関係法令（高圧ガス保安法、火薬類取締法）については、関係する都道府県及び指定都市に明確な反対の意向を示しているところもないことから、原則、移譲対象として内閣府より示されたものについては肯定的な対応を求められることとなった。しかし、一部保留意見を示した自治体があることから条件が付けられている。

２．対象法令及び事務・権限（産業保安関係法令のみ記載）

① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号） の製造・販売許可
② 火薬類取締法（昭和25年法律第149号） の製造・販売・消費許可
※両法とも、実際に移譲する事務・権限については検討中。

３．『事務・権限の移譲等に関する見直し方針について』（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定：該当箇所抜粋）

高圧ガス保安法
高圧ガスの製造・貯蔵等に係る事務・権限については、災害発生時の対応を踏まえた移譲の対象となる事務・権限の範囲、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の着実な調整を行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

４．今後の対応

○明確な反対の意向を示している自治体もないことから、事務・権限を移譲する方向で検討することとするが、一部保留意見を示している自治体があることから、保安の観点から、災害発生時の対応のあり方や複数の指定都市にまたがる事業者の扱い等について検討するとともに、移譲対象の権限を精査する必要あり。
また、移譲される側の指定都市における法執行業務の体制の整備（人員確保、ノウハウの引き継ぎ、教育・研修等）が必要であり、そのために十分な準備期間の確保が必要。

○こうした状況を踏まえ、内閣府とも調整の上、本通常国会における一括改正法の対象外とすることとした（火薬取締法も同様の措置）。

○今後、閣議決定の方針に従い、関係の都道府県・指定都市との調整を進めることとしているところ。